

## 第 28 回「消費者問題シンポジウム（オンライン開催）」実施報告

令和 4 年 3 月 31 日  
消費者委員会事務局

- 開催日時 令和 4 年 3 月 18 日（金）14:00～17:00
- テーマ これからの 18 歳を考える  
～成年年齢引下げと若者の消費者被害の防止に向けて～
- 開催場所 都内スタジオ、Zoom オンライン会議システム、YouTube ライブ配信の組合せ
- 主催 内閣府消費者委員会
- 参加申込人数 296 人（学生、保護者、公務員、消費者生活センター相談員、金融機関関係者、消費者団体関係者、弁護士等 多数）

## ○プログラム

**第 1 部 基調講演**

講演者 後藤巻則 内閣府消費者委員会委員長

テーマ 成年年齢引下げと若者の消費者被害の防止に向けて

**第 2 部 パネルディスカッション**

コーディネーター 大石美奈子 内閣府消費者委員会委員

（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

パネリスト 西村隆男 横浜国立大学名誉教授

パネリスト 坪田郁子 （公社）全国消費生活相談員協会 専務理事

パネリスト 青木秀子 内閣府消費者委員会委員（花王株式会社常勤監査役）

パネリスト 樋口未悠 早稲田大学法学部 4 年生

パネリスト 吉村紀一郎 消費者庁消費者教育推進課長

パネリスト 笹井朋昭 法務省民事局参事官

パネリスト 佐藤貴大 文部科学省総合政策教育局男女共同参画共生社会学習・安全課  
課長補佐

テーマ 成年年齢引下げが若年層に与える影響と行政が取り組むべき課題

- ① 成年年齢引下げの意義、懸念事項について
- ② 若年者の消費者被害の実例と対処方法について
- ③ 成年年齢引下げ後に行政が行うべき施策について

○事後アンケートによる評価（大変ためになった 5 点～全くためにならなかった 1 点）

第 1 部 4.3 点

第 2 部 4.7 点

※ 当日のプログラム、資料及び動画等については、消費者委員会 HP に掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/other/meeting1/chihou.html>

## ○第1部 基調講演の概要

- ・ 「成年年齢引下げと若者の消費者被害の防止に向けて」をテーマに、成年年齢引下げの意義や懸念事項等について解説した後に、成年年齢引下げと契約の関係について、「問形式」（問1～問6）を用い、若者にとって、親しみやすく、自分事として捉えられるように、基調講演を行った。
- ・ 「未成年者取消権の喪失」については、「未成年者に与えられた強力な武器」がなくなることについて、国民生活センターの資料を引用しながら、注意喚起を促した。
- ・ 若者がトラブルに遭わないようにするためには、「契約する前によく考える」、「うまい話はうのみにしない」、「消費者保護のためのルール（クーリングオフや取消権等）を身につける」ことが必要である。
- ・ 消費者被害の防止に向けて、消費者庁をはじめとする関係省庁において、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」や「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」の実施を通じて、高等学校等における実践的な消費者教育や、地方公共団体、大学等、関係団体、メディア等を巻き込んだ重層的取組が推進されてきた。
- ・ しかし、若年者の消費者被害防止や自立した消費者の育成に向けては、「周知・広報活動の更なる強化」、「被害の防止・救済のための制度整備及び執行の強化」、「各取組の成果の検証及び評価」、「改正民法施行後の取組の具体化」等の残された課題も少なくない。
- ・ 知識・経験・判断力の不足等は、18歳、19歳だけの問題ではない。多様で複雑な契約が次々と現れ、若者の経済的な自立も比較的遅い今日では、少なくとも22歳位までを対象として若者の消費者被害への対策を考える必要がある。
- ・ 成年年齢引下げに伴う問題点が社会に周知され、社会全体で若者を支えていくことが不可欠である。
- ・ 消費者委員会としても、昨年「成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止に向けた対応策に関する意見」を発出する等、この問題に強い関心を持ってきた。「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」も若者の被害が多い、SNS等をきっかけとした消費者トラブルの検討を中心的な課題としている。
- ・ 消費者委員会としては、引き続き、この問題を注視していく。

## ○第2部 パネルディスカッションの概要

- ・ 参加申込者からの事前アンケートをもとに検討し、「成年年齢引下げが若年層に与える影響と行政が取り組むべき課題」をテーマとした上で、それぞれのパネリストのお立場から多様なご意見を伺いながら、4月1日以降の若年者による消費者被害の未然防止に向けた取組に向けて、下記のとおり、議論を行った。

- ① 成年年齢引下げの意義、懸念事項について
- ・ 18歳への成年年齢引下げは、18歳、19歳の自己決定権を尊重するものであり、若年層の社会参加を促進し、社会の活性化を図るもので大変意義あるものである。
  - ・ その反面、未成年者取消権を喪失することにより、今後、消費者被害が18歳、19歳へ拡大する懸念があるため、若年者が消費者被害を避けるための方法や対処の仕方について、若者自身が学ぶことも重要である。
- ② 若年者の消費者被害の実例と対処方法について
- ・ 18歳・19歳と、20歳から22歳までの両年齢層で、共通する消費者被害が多い一方で、20歳から22歳までで特徴的なものは、お金・金融の「金（かね）」、美容・美しいの「美（び）」が多くなっており、成年年齢引下げにより18歳・19歳に拡大する可能性がある。
  - ・ 若者が学ぶべきことについて、行政による法執行強化や事業者による取組も必要であるが、若者自身がどのようにして自立した消費者になっていくかという点も重要である。
  - ・ オンライン化やキャッシュレス化の急速な進展等、社会は変化し続け、新たな問題が次々と出現している。不安に感じたりトラブルに巻き込まれたりした場合には、消費者センターに相談することが基本となる。
- ③ 成年年齢引下げ後に行政が行うべき施策について
- ・ 成年年齢引下げへの対応は、むしろ4月から新たなスタートともいえるため、将来成年になる、高校生、中学生、小学生等を対象とした取組が重要である。
  - ・ これまでに、政府広報等を活用した様々な周知・広報活動や、「社会への扉」等を活用した地道な教育を進めてきたが、4月以降も、SNS等のデジタルツールの活用等も含め、周知・広報を継続していく必要がある。
  - ・ デジタル化を含む消費生活相談体制の強化や、制度整備・法執行の更なる強化も必要であるが、そもそも、消費者被害を起こさない社会を創っていくことの方が重要である。
  - ・ 社会全体が、小さな失敗を受け入れる寛容性を持って、若者の自立を支えられるようなセーフティネットの整備が不可欠である。
  - ・ 若者の皆さんには、エシカル消費など責任ある消費の実践を通じて、これからの社会を良い方向に牽引していただくことを期待する。

以上